

公益財団法人静岡市まちづくり公社非常勤評議員の報酬等に関する規程

平成23年10月27日 制 定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡市まちづくり公社（以下「この法人」という。）定款第17条の規定に基づき、この法人の評議員のうち、非常勤の評議員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の種類)

第2条 非常勤評議員の報酬は、日額報酬とする。

(報酬等の上限)

第3条 非常勤評議員の報酬等は、定款で定められた総額の範囲内において支給する。

(日額報酬の支給基準)

第4条 非常勤評議員が、この法人の評議員会に出席したときは、別表第1による額の日額報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する者は無報酬とする。

- (1) 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50条）の適用を受ける静岡市職員
- (2) 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の適用を受ける者

3 第1項の定めにかかわらず、本人の申し出があったときは無報酬とする。

(支給方法)

第5条 日額報酬は、その都度、現金又は振込で支給する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人静岡市まちづくり公社の設立の登記の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 区 分 | 金 額 |
|--------|-----------|
| 非常勤評議員 | 日額13,000円 |